

刈谷市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 1 号

刈谷市契約規則の一部を改正する規則

刈谷市契約規則（昭和 4 0 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条の 3 中「5 万円」を「1 0 万円」に改める。

第 3 1 条第 3 号を次のように改める。

（3）第 5 条第 3 項に規定する名簿に登載された者と契約を締結する場合においてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（第 6 号に掲げる場合に該当するときを除く。）。

第 3 1 条第 6 号中「以下であり、かつ、契約」を「以下であるとき、又は契約（第 5 条第 3 項に規定する名簿に登載された者と締結する契約を除く。）」に改める。

第 3 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前項の届出についてその」を削り、同項を同条第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 5 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

刈谷市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 号

刈谷市財産管理規則の一部を改正する規則

刈谷市財産管理規則（昭和 4 8 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請書の提出については、行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について（昭和 3 3 年 1 月 7 日蔵管 1 号）に準じて作成された書面の提出をもって、これに代えることができる。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 財産管理者は、前項の申請書（同項ただし書に規定する書面を含む。）を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた者には行政財産目的外使用許可書（様式第 2 号）を交付し、不適当と認めた者には許可しない旨を通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 3 号

刈谷市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

刈谷市社会福祉事務所処務規則（昭和 53 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

子育て支援課	母子保健第 1 係 母子保健第 2 係
--------	---------------------

第 2 条第 3 項の表に次のように加える。

子育て支援課	妊産婦及び乳幼児の支援に係る家庭支援事業に関する こと。
--------	---------------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 4 号

刈谷市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改
正する規則

刈谷市社会福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則（昭和 3 3 年規則第 7
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「所長」を「、所長」に改め、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号と
し、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）児童福祉法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定による家庭支援事業（一時預かり
事業を除く。）の措置に関すること。

第 7 条を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 5 号

刈谷市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市児童福祉法施行細則（平成 1 5 年規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 2 条とし、第 8 条を第 1 1 条とする。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 1 0 条とする。

2 所長が家庭支援事業の措置を採った場合における徴収額は、0 円とする。

第 6 条を第 9 条とし、第 5 条を第 8 条とし、第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（家庭支援事業の措置）

第 5 条 所長は、家庭支援事業（法第 2 1 条の 1 8 第 2 項の規定による家庭支援事業をいう。以下同じ。）の措置を採ることを決定したときは、家庭支援事業措置決定通知書により当該措置の決定を受けた者（当該者が児童の場合は、その者の保護者。以下「被措置者等」という。）に通知しなければならない。

2 前項の場合において、家庭支援事業の提供を委託しようとするときは、所長は、家庭支援事業措置依頼書を委託しようとする家庭支援事業を提供する事業者（以下「家庭支援事業者」という。）に送付しなければならない。

（家庭支援事業の措置の変更）

第 6 条 所長は、被措置者等について、当該措置の内容を変更することを決定したときは、家庭支援事業措置変更決定通知書により当該被措置者等に通知しなければならない。

2 前項の場合において、家庭支援事業の提供を委託しているときは、所長は、家庭支援事業措置変更依頼書を委託している家庭支援事業者に送付しなければならない。

（家庭支援事業の措置の解除）

第 7 条 所長は、被措置者等について、家庭支援事業の措置を解除することを決定したときは、家庭支援事業措置解除決定通知書により当該被措置者等に通知しな

なければならない。

- 2 前項の場合において、家庭支援事業の提供を委託しているときは、所長は、家庭支援事業措置解除通知書により委託している家庭支援事業者に通知しなければならない。

別表第 1 及び別表第 2 中「第 7 条」を「第 1 0 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 6 号

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則（平成 22 年規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第 12 条第 1 項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改める。

別表第 3 第 5 項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第 6 条から第 10 条まで」を「第 8 条から第 12 条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

刈谷市排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 7 号

刈谷市排水設備工事指定工事店規則の一部を改正する規則

刈谷市排水設備工事指定工事店規則（平成 1 0 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 条例第 8 条の規定による届出をしなかったとき。

第 1 2 条第 1 項第 4 号中「第 7 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の届出」を「第 7 条第 3 項の規定による届出（同項第 3 号又は第 4 号に該当することとなったときのものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

刈谷市排水設備設置義務免除取扱規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 8 号

刈谷市排水設備設置義務免除取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項ただし書の規定による排水設備の設置義務の免除（以下「免除」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 下水 法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。

(2) 排水設備 刈谷市下水道条例（昭和 63 年条例第 29 号）第 3 条第 7 号に規定する排水設備をいう。

(3) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。

(4) 免除下水 免除の許可を受けて公共用水域に排出する下水をいう。

(5) 排除施設 免除下水を公共用水域に排出するための施設をいう。

(免除許可の対象)

第 3 条 免除の許可の対象となる下水の種類は、生活排水（炊事、洗濯、入浴等人的生活に伴う排水をいう。）以外の下水で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) プールの排水

(2) 間接冷却水による排水

(3) 工場又は事業場における排水のうち、排水処理施設（公共用水域の水質に対する排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設をいう。）を経由した排水

(免除許可の要件)

第 4 条 免除の許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条（第2項の規定を除く。）及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）に規定する基準に適合する下水であること。
- (2) 排水設備と排除施設が分離されており、排水系統が容易に確認できること。
- (3) 公共下水道への排水量及び免除下水の排出水量が算出できること。
- (4) 免除下水の排出に関する各管理者からそれぞれ排水の承諾を受けていること。

（免除許可の申請）

第5条 免除の許可を受けようとする者は、免除下水の排出を開始しようとする日の30日前までに、排水設備設置義務免除許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場等の位置図
- (2) 排水設備に係る図面
- (3) 排除施設に係る図面
- (4) 免除下水の最新の水質測定結果
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（免除許可等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、その適否について排水設備設置義務免除許可・不許可通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、免除下水の管理及び水質維持のため必要と認めるときは、条件を付することができる。

（排除施設等の変更）

第7条 前条第1項の規定により免除の許可を受けた内容の変更をしようとする者は、当該変更をしようとする日の30日前までに、排水設備設置義務免除事項変更申請書（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付し市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請を受けた場合について準用する。

（排除施設の廃止）

第8条 免除の許可を受けた者は、当該免除に係る排除施設の使用を廃止したとき

は、廃止した日から起算して３０日以内に排除施設廃止届出書（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

（立入検査）

第９条 市長は、免除下水について必要と認めたときは、立入検査を実施することができる。

（監督処分等）

第１０条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第３８条の規定に基づき、免除の許可の取消しその他の必要な措置を講じることができる。

（１）虚偽の申請により免除許可を受けたとき。

（２）第４条に規定する要件に適合しなくなったとき。

（３）その他この規則の規定に違反したとき。

２ 前項の規定により免除の許可の取消しを受けた者は、免除の許可を受けていた下水の排出先を直ちに公共下水道に切り換えなければならない。

（委任）

第１１条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住所(所在地) _____
氏 名 _____
〔法人等の場合は名称
及び代表者氏名〕 _____
電 話 番 号 (_____) _____

排水設備設置義務の免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、免除下水の排出に関して管理者から排水の承諾を受けています。

事業場等の名称			
排除施設の所在地			
免除の許可を受けようとする下水の種類			
排出水量	m ³ ／日 (m ³ ／分)		
排出開始日	年 月 日		
予定排出先		排除施設管理責任者	
用水の種類	☐ 水道水 ☐ 工業用水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他		
備考			

様式第 2 号（第 6 条関係）

排水設備設置義務免除許可・不許可通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けの申請について、次のとおり決定したので通知します。

許 可	不 許 可
排除施設の所在地	理 由
免除下水の種類	
排出先	
免除下水の量 m ³ ／日 m ³ ／分	
条 件	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記 1 及び 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

排水設備設置義務免除事項変更申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住所（所在地）

氏 名
〔法人等の場合は名称
及び代表者氏名〕
電 話 番 号 () -

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除について、その関係事項を変更したいので、次のとおり申請します。

変更予定事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
変 更 理 由			
備 考			

様式第 4 号（第 8 条関係）

排除施設廃止届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 住所（所在地）

氏 名
〔法人等の場合は名称
及び代表者氏名〕
電 話 番 号 () -

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務
の免除に係る排除施設を次のとおり廃止したので届出します。

廃 止 日	年 月 日
理 由	
備 考	